

令和8年度 我孫子市防犯指導員連絡協議会

総 会 資 料

議事

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 議案第1号 | 令和7年度事業報告 | 1 |
| 議案第2号 | 令和7年度収支決算報告及び監査報告 | 4 |
| 議案第3号 | 令和8年度月別事業計画 | 6 |
| 議案第4号 | 令和8年度収支予算 | 7 |
| 資料 | | 8 |
| | 我孫子市防犯指導員連絡協議会会則 | 9 |
| | 我孫子市防犯協議会組織図 | 11 |
| | 我孫子市防犯指導員連絡協議会組織図 | 12 |

議案第 1 号

令和 7 年度事業報告

1 会議

(1) 総会

5 月 15 日(木)14:00～ あびこ市民プラザホール

総会構成員 381 名

※基準日(4 月 15 日)までに届出が受理された防犯指導員(会則第 12 条第 4 項)

| | |
|--------|-------|
| 総会出席者 | 107 名 |
| 委任状提出者 | 153 名 |
| 合計 | 260 名 |

【議案事項】

○議案第 1 号 令和 6 年度事業報告

本議案は、令和 6 年度の事業内容を可決。

○議案第 2 号 令和 6 年度収支決算報告及び監査報告

本議案は、令和 6 年度の収支決算及び監査報告を可決。

○議案第 3 号 令和 7 年度事業計画(案)

本議案は、原案どおり可決。

○議案第 4 号 令和 7 年度収支予算(案)

本議案は、原案どおり可決。

○議案第 5 号 令和 7 年度支部長・副支部長(案)

本議案は、原案どおり可決。

※ 会則第 13 条第 2 項により、総会構成員の過半数の同意をもって可決。

(2) 理事会

| | 開催日 | 場 所 |
|-------|-------------|-------------|
| 第 1 回 | 4 月 18 日(金) | 議会棟 A・B 会議室 |
| 第 2 回 | 7 月 23 日(水) | 本庁舎分館大会議室 |
| 第 3 回 | 9 月 30 日(火) | |
| 第 4 回 | 12 月 3 日(水) | |
| 第 5 回 | 2 月 20 日(金) | |

(3) 防犯協議会との連携

①防犯協議会総会

5月9日(金) 15:45～ けやきプラザ 我孫子南近隣センターホール

②地区別防犯合同懇談会

| 地区 | 場所 | 開催日 | 参加者数 |
|------|------------|-----------|------|
| 我孫子北 | 市民プラザ | 11月11日(火) | 34名 |
| 我孫子南 | 我孫子南近隣センター | 11月11日(火) | 20名 |
| 天王台 | 天王台北近隣センター | 11月7日(金) | 20名 |
| 湖北 | 新木近隣センター | 11月6日(木) | 18名 |
| 湖北台 | 湖北台近隣センター | 11月7日(金) | 19名 |
| 布佐 | 近隣センターふさの風 | 11月6日(木) | 15名 |

2 活動報告

(1) 防犯協議会主催活動との連携

①市内一斉防犯パトロール

| | 実施日 |
|-----|-----------|
| 第1回 | 5月16日(金) |
| 第2回 | 7月11日(金) |
| 第3回 | 10月10日(金) |
| 第4回 | 12月12日(金) |
| 第5回 | 3月13日(金) |

年末年始 特別警戒取締り 12月10日(水)～1月3日(土)

年末年始特別警戒取締り出動式 12月16日(火)

②防犯キャンペーン

「電話 de 詐欺」防止キャンペーン(我孫子警察署の活動に協力)

市内6地区を巡回し、年金支給日(偶数月)に実施。

| 地区 | 実施日 |
|------|-----------|
| 天王台 | 4月15日(火) |
| 布佐 | 6月13日(金) |
| 我孫子北 | 8月8日(金) |
| 我孫子南 | 10月10日(金) |
| 湖北 | 12月12日(金) |
| 湖北台 | 2月13日(金) |

③誘拐防止教室（小学新一年生対象）

- ・4月17日（木）～25日（金）
- ・市内13小学校の新1年生児童750名に啓発品を配付いたしました。
- ・6地区 延べ62名が参加いたしました。

④安全安心モデル地区活動（令和6年度7年度 布佐地区モデル活動）

| | |
|----------------|--|
| 推進会議 | 6年度：5回実施／7年度：4回実施 |
| 電話 de 詐欺キャンペーン | 6年度：4回実施／7年度：4回実施 |
| 防犯パトロール | 【徒 歩】 6回実施(6月、8月、9月、11月、1月、2月) 【青パト】 12回実施(7月～3月、月1回もしくは2回) |

議案第2号

令和7年度収支決算報告

I 収入の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 説明 |
|----------|----------------|----------------|---------------|
| 前年度繰越金 | 52,855 | 52,855 | |
| 助成金 | 580,000 | 580,000 | 防犯協議会からの活動助成金 |
| 雑収入 | 0 | 406 | 利息 |
| 計 | 632,855 | 633,261 | |

II 支出の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 説明 |
|----------|----------------|----------------|--------------|
| 啓発品製作費 | 110,000 | 62,200 | 啓発品等の製作 |
| 消耗品費 | 170,000 | 160,747 | 支部活動消耗品 |
| 支部活動費 | 180,000 | 180,000 | (※1) |
| 通信費 | 100,000 | 108,106 | 自治会等への郵送料、切手 |
| 振込手数料 | 10,000 | 0 | 振込手数料 |
| 予備費 | 62,855 | 0 | |
| 計 | 632,855 | 511,053 | |

※1 支部活動費の内訳

| 支部名 | 活動費 | 支部名 | 活動費 | 合計 |
|------|---------|------|---------|----------|
| 我孫子北 | 30,000円 | 我孫子南 | 30,000円 | 180,000円 |
| 天王台 | 30,000円 | 湖北 | 30,000円 | |
| 湖北台 | 30,000円 | 布佐 | 30,000円 | |

III 次年度繰越額

当期収入決算額 633,261 円 － 当期支出決算額 511,053 円 ＝ 122,208 円

監 査 報 告 書

我孫子市防犯指導員連絡協議会会則第9条6項に基づき、関係帳簿類を監査したところ適正に処理されていることを報告いたします。

我孫子市防犯指導員連絡協議会

会 長 田 村 茂 實 様

令和 8年 4月 17日

我孫子市防犯指導員連絡協議会

監事

堀 正 博



監事

中 村 義 久



議案第3号

令和8年度月別事業計画

1. 令和8年度 市内一斉防犯パトロール

パトロール開始時間の15分前に地区集合場所へご参集願います。

※ 当日の実施の有無については、地域の支部長・副支部長までご確認をお願いします。

パトロール開始時間：19：00

(12月は、年末年始特別警戒出動式実施により、開始時間・集合場所が変更する場合があります。地域の支部長・副支部長までご確認をお願いします。)

| 日 程 | 予 備 日 |
|----------------|----------------|
| 令和8年5月15日 (金) | 令和8年5月22日 (金) |
| 令和8年7月10日 (金) | 令和8年7月17日 (金) |
| 令和8年10月9日 (金) | 令和8年10月16日 (金) |
| 令和8年12月11日 (金) | 令和8年12月18日 (金) |
| 令和9年3月12日 (金) | 令和9年3月19日 (金) |

2. 電話 de 詐欺」防止キャンペーン

年金支給日(偶数月)に、市内6地区を巡回して実施。

主に支部長・副支部長が参加いたします。

3. 地区別防犯合同懇談会

地域ごとに防犯について、防犯指導員・地域防犯連絡所・自治会・学校・PTAなどの地域の方々と警察・市役所とで、意見交換を行います。

実施予定日：6日(金)、9日(月)、10日(火)

4. 誘拐防止教室(小学新一年生対象)

実施予定日：4月20日(月)、21(火)、23(木)、24(金)、27(月)

5. 安全安心モデル地区活動

令和8年度・9年度は、我孫子北地区でモデル地区活動を実施いたします。

議案第4号

令和8年度収支予算

I 収入の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 7年度予算額 | 説明 |
|----------|----------------|----------------|---------------|
| 繰越金 | 122,208 | 52,855 | |
| 助成金 | 340,000 | 580,000 | 防犯協議会からの活動助成金 |
| 雑収入 | 0 | 0 | 利息 |
| 計 | 462,208 | 632,855 | |

II 支出の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 7年度予算額 | 説明 |
|----------|----------------|----------------|--------------|
| 啓発品製作費 | 0 | 110,000 | |
| 消耗品費 | 40,000 | 170,000 | 支部活動消耗品 |
| 支部活動費 | 180,000 | 180,000 | (※1) |
| 通信費 | 240,000 | 100,000 | 自治会等への郵送料、切手 |
| 振込手数料 | 2,000 | 10,000 | 振込手数料 |
| 予備費 | 208 | 62,855 | |
| 計 | 462,208 | 632,855 | |

※1 支部活動費の内訳

| 支部名 | 活動費 | 支部名 | 活動費 | 合計 |
|------|---------|------|---------|----------|
| 我孫子北 | 30,000円 | 我孫子南 | 30,000円 | 180,000円 |
| 天王台 | 30,000円 | 湖北 | 30,000円 | |
| 湖北台 | 30,000円 | 布佐 | 30,000円 | |

資料

我孫子市防犯指導員連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、我孫子市防犯指導員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この連絡協議会は、我孫子市防犯指導員（以下「指導員」という。）の連携を密にし、もって地域住民による自主防犯活動を効果的に行うことを目的とする。

(指導員)

第3条 各自治会等に指導員を置くものとする。

2 指導員は、自治会等から選出された者または連絡協議会から推薦された者をもってあてるものとする。

3 指導員は、地域の自主防犯活動の中心的役割を担い、防犯活動に関する指導にあたる。

(組織)

第4条 連絡協議会は、指導員をもって、我孫子市防犯協議会の構成団体として組織する。

(事業)

第5条 連絡協議会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 地域のパトロールの実施に関すること。
- (2) 防犯座談会の開催に関すること。
- (3) 犯罪が起きにくい環境整備の推進に関すること。
- (4) 防犯資料の配布、回覧及び掲示に関すること。
- (5) 要望意見の集約及び関係機関へ伝達すること。
- (6) その他防犯活動に必要な事項

(支部組織)

第6条 連絡協議会は、各地区に次の支部を置くものとする。

我孫子北支部

我孫子南支部

天王台支部

湖北支部

湖北台支部

布佐支部

2 各支部は、支部長及び副支部長を置き、支部内の実践的な防犯活動にあたる。

(役員)

第7条 連絡協議会に次の役員を置く。

| | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 人 |
| 副会長 | 2 人 |
| 理 事 | 若干人 |
| 会 計 | 2 人 |
| 監 事 | 2 人 |

(役員を選任)

第8条 役員は、第6条第2項に規定する支部長及び副支部長をもってあて、互選により選任する。

(任務)

第9条 各役員の任務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、連絡協議会を代表して、会務を取りまとめるとともに会議を開催する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 4 理事は、会の業務を掌握し、各種団体、関係機関との連絡調整及び具体的な計画実践にあたる。
- 5 会計は、会長の命をうけて会計事務を処理する。
- 6 監事は、会計事務を監査する。

(任期)

第10条 役員は任期は2年とする。ただし、再任をすることができる。

- 2 欠員により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 連絡協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が選任し、理事会の承認を得る。
- 3 顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 連絡協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会の議長は、役員の中から選出するものとし、理事会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 総会は、年1回開催し、重要な事項を審議する。ただし、災害等やむを得ない事情により、総会を開催できない場合には、理事会の議決をもってこれにかえることができる。
- 4 総会における議決権を有する指導員は、毎年度4月15日の時点において第3条第2項の届出を受理した指導員とする。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事、会計及び監事をもって構成し、総会に提出する議案及び連絡協議会の運営に必要な事項を審議する。

(会議の運営)

第13条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき第12条第4項に規定する指導員の過半数の同意を確認したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(会計)

第14条 連絡協議会の運営に必要な経費は、負担金、寄付金等をもってあてる。

- 2 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

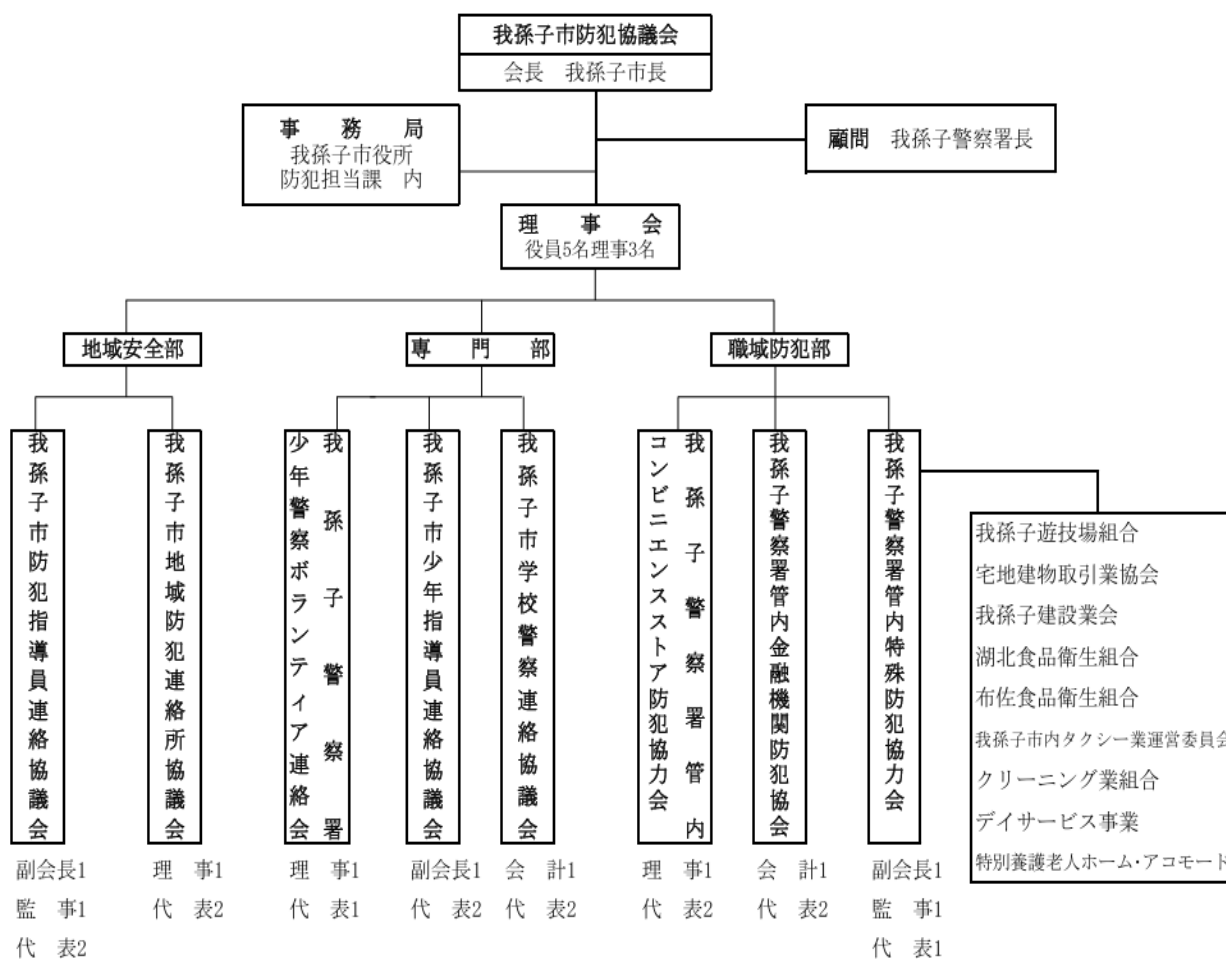
第15条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局を我孫子市防犯担当課内に置く。

- 2 事務局は、会長の命を受け事務を処理する。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

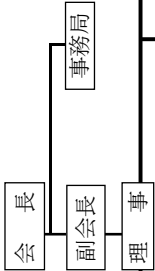
我孫子市防犯協議会組織図



我孫子市防犯指導員連絡協議会組織図

令和8年4月1日

市民安全課 防犯・空家対策係
所在地：〒270-1192
我孫子市我孫子1858番地



190自治会、2団体

| 我孫子南 | | 我孫子北 | | 天王台 | | 湖北 | | 湖北台 | | 布佐 | |
|-------------------|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|---------------|---------------|------------|------------|------------------------|-------|----|
| 30自治会(含1団体) | | 65自治会(含1団体) | | 43自治会 | | 29自治会 | | 12自治会 | | 13自治会 | |
| 東町会 | 77ア・レジデンス自治会 | たちばな台自治会 | 根戸若草町会 | 青山区自治会 | 天王台北自治会 | 朝日会 | 湖北台一丁目自治会 | 湖北台一丁目自治会 | 布佐平和台駅前マンションウィング自治管理組合 | 布佐 | 布佐 |
| 我孫子第一町内会 | 我孫子サンハイツ自治会 | 中台自治会 | 根戸自治会 | 青山台自治会 | 天王台十三自治会 | 吾妻台自治会 | 湖北台二丁目自治会 | 湖北台二丁目自治会 | | | |
| 我孫子第二町内会 | あびこ自治会 | つくし野北自治会 | 都自治会 | 我孫子市柴崎台自治会 | 天王台西自治会 | 我孫子上あき台自治会 | 湖北台三丁目自治会 | 湖北台三丁目自治会 | 新々田自治会 | | |
| 我孫子第三町内会 | 我孫子中央自治会 | つくし野台自治会 | モア・ワレス我孫子ワレス自治会 | 我孫子市天王台自治会 | 天王台アパルトメント自治会 | 我孫子市野木町菅生宅自治会 | 湖北台四丁目自治会 | 湖北台四丁目自治会 | 浅間前自治会 | | |
| 我孫子第四町内会 | あびこの森がけ自治会 | つくし野中央自治会 | ローザ・ハレス我孫子自治会 | 我孫子天王台住宅自治会 | 藤和天王台ハイヴ自治会 | 新木住宅自治会 | 湖北台5丁目自治会 | 湖北台5丁目自治会 | 布佐一丁目自治会 | | |
| 我孫子第五町内会 | エーブルの丘自治会 | つくし野西自治会 | 久寺家ハートロール隊 | あびこ天王台ハイヴ自治会 | ハイヴ我孫子台自治会 | 新木団地自治会 | 湖北台六丁目自治会 | 湖北台六丁目自治会 | 布佐二丁目自治会 | | |
| 我孫子第六町内会 | エリゼンズ我孫子自治会 | つくし野東自治会 | | アパルトメント高野山自治会 | 東我孫子区自治会 | あさき野自治会 | 湖北台8丁目自治会 | 湖北台8丁目自治会 | 布佐三丁目自治会 | | |
| 我孫子第七町内会 | エスタ・スクエア 我孫子II自治会 | つくし野みどり自治会 | | 泉自治会 | 東高野山自治会 | 江蔵地自治会 | 湖北台九丁目自治会 | 湖北台九丁目自治会 | 布佐上町自治会 | | |
| 雁明自治会 | 学園通り町内会 | つくし野南自治会 | | 都都自治会 | ひまわり会自治会 | 上新木区 | 湖北台10丁目自治会 | 湖北台10丁目自治会 | 布佐下自治会 | | |
| 寿町内会 | 久寺家自治会 | 土谷津町会 | | 都都新田自治会 | ひまわり会自治会 | 北原団地自治会 | 湖北台県営住宅自治会 | 湖北台県営住宅自治会 | 布佐台自治会 | | |
| 湖畔町内会 | 久寺家二丁目自治会 | 天子山自治会 | | 大久保台自治会 | アリア天王台自治会 | 北原地自治会 | 湖北台団地自治会 | 湖北台団地自治会 | 布佐平和台自治会 | | |
| 栄町会 | 久寺家マンション自治会 | 並木自治会 | | 大久保町会 | 南青山自治会 | 市営住宅自治会 | 島原自治会 | 島原自治会 | 布佐南自治会 | | |
| しらさぎ自治会 | 久寺家三葉自治会 | 並木七丁目自治会 | | 岡発戸町会 | 早稲田地区自治会 | 下新木自治会 | | | 布佐大和町自治会 | | |
| 新船戸町会 | クラウンレジデンス居住者会 | 並木八丁目自治会 | | 岡発戸自治会 | とさわ自治会 | 松風苑自治会 | | | 布佐和田前自治会 | | |
| 手賀沼公園通り町内会 | けやき自治会 | 並木九丁目自治会 | | 岡発戸新田自治会 | | 新あさき自治会 | | | | | |
| 手賀沼自治会 | けやきの丘自治会 | 日新自治会 | | 岡発戸茶ノ木会 | | 中里区自治会 | | | | | |
| 東京物件機能我孫子マンション自治会 | ローボウス我孫子自治会 | 根戸クワンタック自治会 | | クリンコーポラ天王台管理組合自治会 | | 中峠上区 | | | | | |
| ときわ台町会 | 妻子原自治会 | 根戸下第一町会 | | グリーンアプト自治会 | | 中峠下区自治会 | | | | | |
| 根戸新田自治会 | さつき町会 | 根戸下第二町会 | | 綱栄会 | | 中峠台自治会 | | | | | |
| 子の神台自治会 | シティア自治会 | 根戸下むつみ町会 | | 高野山自治会 | | ニュー新木会 | | | | | |
| 白山湖畔町会 | 松園自治会 | 根戸親和会 | | 小暮町内会 | | 根古屋団地自治会 | | | | | |
| 白山三丁目ハイビル自治会 | 城下自治会 | 根戸中第一自治会 | | 下ヶ戸自治会 | | 日秀区自治会 | | | | | |
| 白山第六町内会 | 新生自治会 | 根戸中第二上町会 | | 笹山町会 | | 日秀県営住宅自治会 | | | | | |
| 白山第七町内会 | 新台田自治会 | 根戸中第二自治会 | | CRS自治会 | | 日秀団地1号棟自治会 | | | | | |
| 白山東町会 | タイハレス自治会 | 根戸中第二下町会 | | 柴崎区自治会 | | 古戸区 | | | | | |
| バス利用我孫子クワンタック管理組合 | 台田新富町会 | 根戸中第三町会 | | 滝前自治会 | | みどり台自治会 | | | | | |
| 舟戸自治会 | 台田中央自治会 | 根戸中町会 | | 天王台四丁目自治会 | | 南新木一丁目自治会 | | | | | |
| 若松第一自治会 | 台田町会 | 根戸ふれあい町会 | | 天王台5丁目自治会 | | 南新木自治会 | | | | | |
| 若松第二自治会 | 台田2丁目自治会 | 根戸平成町会 | | 天王台ワイルドヒルズ自治会 | | | | | | | |
| 若松地区防災防犯委員会 | | 根戸リオン自治会 | | | | | | | | | |